

## 千葉市耐震改修費補助事業の実施に係る取扱要領

千葉市耐震改修費補助事業要綱（以下「事業要綱」という。）第12条及び、千葉市耐震改修費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第51条に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 共通

#### (1) 補助予定件数等の周知

市長は、千葉市耐震改修費補助事業に係る当該年度の予算が確保されたとき、速やかに、次の事項等を公表し、市民に周知するものとする。

ア 補助予定件数

イ 交付申請の受付期間

ウ 募集方法

エ 交付申請額が予算額に達した場合の取扱い

#### (2) 受付期間

交付申請の受付期間は、次の事項を勘案して決定するものとする。

ア 補助事業者が交付申請するために必要である十分な期間が確保できること

イ 補助事業者への補助金支出に係る手続きが年度内に完了すること

ウ 国費に係る補助金交付申請書等の手続きが適切に実施できること

#### (3) 木造住宅等の受付方法

受付方法は、申請見込件数や予算などを勘案して、ア又はイのどちらかを選択するものとする。

ア 先着順にて受け付ける。

イ 受付期間内の申請件数が募集件数を超えた場合、公開抽選により決定するものとする。公開抽選を実施し、補助事業の対象者を決定したときは、千葉市耐震改修費補助事業抽選結果通知書（別記様式第3号）により抽選結果を通知するものとする。申請件数が募集件数以内であったときは、申請を行ったすべての者を補助事業の対象者とし、それ以降の申請については先着順にて受け付ける。

#### (4) 分譲マンションの受付方法

補助事業者は、耐震改修等の実施に関する決議を行う前に、原則としてあらかじめ市と事前相談を行うものとし、交付申請の受付期間内で受付を行う。

## 2 定義

### (1) 補助対象住宅（事業要綱第2条第7号（1）ウ）

「市長が認める場合」とは、所有者の親族が居住しかつ所有者に賃貸利益の発生しない場合をいう。

### (2) 補助対象住宅（事業要綱第2条第7号（1）エ及び同号（2）オ）

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき、指定された区域に建築されていないもの」については、建築基準法施行令第80条の3に適合している場合に限り、この限りではない。

### (3) 部分改修工事（事業要綱第2条第14号）

「耐震性が一定程度向上」とは、耐震改修工事により  $I_s$  値が増加することをいう。ただし、 $I_s$  値が0.3未満の場合にあっては当該工事により  $I_s$  値が0.3以上となることをいう。

### (4) 申請者（事業要綱第2条第23号）

「補助金の交付を受けることが困難であると、市長が認める場合」とは、申請者が遠方に居住している又は病気若しくは介護等の理由により、手続きを行うことができないことをいう。

## 3 工事費等の取扱い（木造住宅）（交付要綱第3条第1項）

補助対象経費は、次の（1）の経費のみとし、（2）の経費は含まない。

### (1) 工事費等に該当する経費

#### ア 直接工事費

(ア) 解体工事費（耐震改修工事を行うために既存部分を撤去する工事の費用）

#### (イ) 耐震改修工事

a 精密診断法による上部構造評点が1.0未満の部分について、1.0以上とするために必要な耐震補強工事

b 土台と基礎の緊結を行う工事

c 建物の重量を軽くするために行う屋根の葺き替え工事（建築基準法施行令第43条の表による建築物区分が変わる場合に限る）

d その他、住宅の耐震性能を改善・向上させる工事

#### (ウ) 復旧工事費（建築工事に限る）

a 耐震改修工事部分の仕上げ工事経費

b 精密診断に係る調査の際に仕上げ材等をはがし又は空けた穴等の復旧工事費

（当該経費を、千葉市耐震診断助成事業に係る診断費として補助金の交付を受けていない場合）

#### (エ) 廃棄物処理費（廃棄物の運搬費、処分費）

イ 共通仮設費（足場や仮囲いの費用）

- ウ 諸経費（会社の経費、設計費、利益等）
- (2) 工事費等に該当しない経費
  - ア 耐震改修工事に伴う復旧に係る仕上げ工事等のうち、仕上げ材等のグレードアップ分に相当する費用
  - イ 電気・機械設備の更新を伴う場合の製品代（新品、中古は問わない）
  - ウ 家具又は備品等の移動又は撤去等に要する費用
  - エ 上部構造評点が1.0以上である部分への耐震補強工事、その他、構造耐力上不必要であると思われるもの
- 4 耐震診断基準の取扱い
  - (1) 木造住宅、住宅（除却工事）（事業要綱第2条第8号、交付要綱第4条第5号及び第8号、交付要綱第35条第4号）

一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」を参考とし、最新の技術的知見を基に診断を行うこと
  - (2) マンション、住宅（除却工事）（事業要綱第2条第8号）
    - ア 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」を参考とし、最新の技術的知見を基に診断を行うこと
    - イ 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」を参考とし、最新の技術的知見を基に診断を行うこと
- 5 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定に基づく工事（事業要綱第2条第7号）

全体計画の認定として、補助対象となる工事は、一の建築物について2以上の工事に分けて改修工事を行う場合にあっては、全体計画の最後に行う工事を対象工事とする。
- 6 軽微な変更（交付要綱第7条第1項、第17条第1項、第26条第1項、第17条第1項の規定を準用する第29条、第26条第1項の規定を準用する第33条、交付要綱第38条第1項）
  - (1) 軽微な変更は、次の事項に該当するもの以外の変更とし、変更内容については、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業変更報告書（別記様式第5号）、千葉市マンション耐震改修費補助事業変更報告書（別記様式第7号）、千葉市住宅除却工事費補助事業変更報告書（別記様式第10号）により提出するものとする。
    - ア 施工者、補助事業者を変更するとき
    - イ マンションの場合、設計者、監理者を変更するとき
    - ウ 補助額が変更になるとき
    - エ マンションの場合、耐震改修促進法第9条に規定する計画の変更、建築基準法第86条の8第3項に規定する全体計画の変更又は第6条第1項に規定する申請内容を変更するとき
  - (2) 市長は、前項の規定による報告書が提出された場合、必要に応

じて、指示書により指示するものとする。

## 7 報告

市長は、耐震診断の結果、 $I_s$  値が 0.6 未満のマンションの管理組合に対して、年 1 回、耐震改修工事の計画に関する報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 4 月 17 日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。